

第2章 裁判権と管轄

第1節 民事裁判所の裁判権と先決問題

第1款 民事裁判所の裁判権の範囲と限界

第36条 民事裁判秩序の範囲と限界。国際管轄違い。

- ① スペイン民事裁判所の裁判権の範囲と限界は、司法機関組織法およびスペインが加盟している国際条約および協定の規定により決められる。
- ② スペイン民事裁判所は、それに付される事案を、次の状況のなんらかが（事案に）ある場合、審理しない：
 1. スペイン法制および国際公法の規範に従って、裁判権または（強制）執行からの免責を享受する主体または財物に関して、訴えが提起された、または、執行が申立てられた場合。
 2. スペインが当事国である国際条約または協定により、事案が排他的に他国の裁判権に帰属する場合。
 3. スペイン裁判所の国際管轄が両当事者の黙示的（管轄）合意にのみ基づいている場合で、適式に召喚された被告が出廷しない場合。

第37条 裁判権の欠如。民事裁判所の避止。

- ① ある民事裁判所が、それに付される事案が軍事裁判権、公共行政機関、または、その会計機能で行為しているときの会計検査院に対応すると考える場合、その審理を控えなければならない。
- ② また、普通裁判権の他の裁判権秩序(*orden jurisdiccional)に対応する事案が付される場合、民事裁判所はその審理を控える。会計検査院が司法機能を行行使する場合、それは行政訴訟に組み入れられたとみなされる。

（訳者注：orden jurisdiccionalとは、ある特定の種類の事案の審理が帰属する裁判権を有する組織の総体である。その組織は4種ある、つまり、民事、労働、行政および刑事（裁判所）である。

第38条 国際管轄と裁判権の欠如の職権による認定。

前2条に係わる避止は、国際管轄違いに、または、事案が他の裁判秩序に服しているという理由で裁判権の欠如に気付くとすぐに、当事者および検察官の意見を聞いて、職権で取り決められる。

第39条 国際管轄と裁判権の欠缺の当事者の要請による認定。

被告は、事案が他の裁判秩序に服している、または、紛争が仲裁または調停に付されているという理由で、国際管轄違いまたは裁判権の欠如を（管轄違いの）抗弁を通して告発できる。

第2款 先決問題。

第40条 刑事先決性。

① 民事訴訟において、職権で追求可能な犯罪又は軽犯罪と思われる事実が明らかになるときは、民事裁判所は、刑事訴権行使の余地がある場合には、命令を通して、検察官に通知する。

② 前項の場合、次の事情がある場合を除き、民事訴訟行為の中断は命じられない：

1. 民事訴訟における当事者の主張を基礎づける事実のなんらかが、犯罪の様相を持つ事実として、捜査されている刑事事件の存在が明白になっている。

2. 刑事訴訟において係争事実に関する刑事裁判所の決定が、民事事案の裁定に決定的影響を与える可能性がある。

③ 前項に係わる中断は、（民事）訴訟が判決のみ留保している時点で、決定を通して、取り決められる。

④ しかしながら、提出された書類のなんらかの偽造罪の存在による中断は、裁判所の判断で、書類が事案の本案について裁定する際に決定的である可能性がある場合、当該犯罪について刑事訴訟が続いていることが証明され次第、（刑事）訴訟の終結を待たずに取り決められる。

⑤ 前項の場合、その文書が有利に働く可能性のある当事者がそれを放棄する場合、裁判所は中断を取り決めないか、または、裁判所書記官は（裁判所が）取り決めた中断を解除する。放棄が行われると、裁判所書記官は、その文書を訴訟記録から分離するよう命令する。

⑥ 本条にいう中断は、刑事裁判が終了したこと、または、その通常の継続を妨げる理由により麻痺していることが証明される場合、裁判所書記官によって解除される。

⑦ 文書偽造に関する刑事訴訟が当事者の一方による告発または告訴に従ったものであって、文書が本物である、または、偽造が証明されていないと言渡す裁判で終了した場合、民事訴訟の中断によって損害を受けた当事者は、第712条以降の規定に従って、その訴訟において損害賠償を請求できる。

第41条 刑事先決性による訴訟行為の中断に関する裁定に対する不服申立て。

① 民事事案の中断を否認する裁定に対しては、裁定の変更請求を提起できる。しかしながら、中断の申立ては第二審の間、および、場合に応じて、訴訟手続き違反による特別不服申立て、または、破棄請求の手続き中に再提起できる。

② 中断を決める決定に対しては控訴できる、また、中断を決める、または、確認する控訴で下された決定に対しては、場合に応じて、訴訟手続き違反の特別不服申立てできる。

③ 中断の解除を取り決める裁判所書記官の裁定に対しては、直接再審理を提起できる。

第42条 刑事以外の先決問題。

① 先決の効果のみのために、民事裁判所は、行政事件裁判所および労働事件裁判所に帰属する事案を審理できる。

② 前項に係わる問題に関する民事裁判所の決定は、その裁定がなされる訴訟以外では効力を有しない。

③ 前2項の規定にかかわらず、(中断を)法律が定めているとき、当事者双方の合意で、または、当事者の一方が他方の同意を得て請求するときは、裁判所書記官は、判決が下される前に、先決問題が、それぞれの場合において、管轄行政機関、会計検査院または対応する裁判権秩序の裁判所によって裁定されるまで、訴訟行為の進行を中断する。この場合、民事裁判所は、先決問題について指定された機関の決定に拘束される。

第43条 民事先決性。

紛争の目的について解決するために、同じ民事裁判所または別の民事裁判所で係属中の他の訴訟の主要な目的を構成するなんからの問題について裁判する必要がある場合で、決定(訴訟)の併合が不可能なとき、裁判所は、両当事者または他方の意見を聞いて一方当事者の請求で、命令を通して、先決問題を目的とする訴訟が終了するまで、訴訟手続進行の中断を宣言できる。

請求を却下する命令に対しては、命令変更請求ができ、中断を決する命令に対しては、控訴できる。

第2節 管轄決定ルール

第44条 管轄の法的先決。

民事裁判所がそれぞれの事案で管轄権を有するためには、その訴訟の審理が、法律レベルの訴訟行為開始前の規範によってそれらに帰属されている必要がある。

第1款 事物管轄(competición objetiva)。

(訳者注: competición objetivaとは、訴訟の目的(物)を基礎としてどの種の裁判所が、他の種の裁判所を排除して、具体的紛争を審理すべきか決定する基準である。直訳では、客観的管轄であるが、ここでは事物管轄と訳した。)

第45条 第一審裁判所の管轄。

第一審裁判所に、第一審において、明確な法規定により他の裁判所に帰属しないすべての民事事案の審理が対応する。この裁判所は、同様に、司法機関組織法がそれらに帰属させる事案、行為、問題および不服申立てを審理する。

第 46 条 一部の第一審裁判所の専門化。

司法機関組織法第 98 条の規定に従って、特定の事項に関する特定の審理が帰属させられる第一審裁判所は、その管轄権を、それら特定事項が審理される訴訟に、訴訟がさまざまな異なる事項に関係しているときは他の管轄裁判所のために避止しなければならないが、排他的に拡張する。この事由で問題が発生する場合、それは管轄問題として審理される。

第 47 条 治安裁判所の管轄。

治安裁判所(*Juzgado de Paz)に、第一審で、(取扱う)事項の理由で第 250 条第 1 項に係わるケースのいずれにも含まれない 90 ユーロを超えない金額の民事事案の審理が対応する。

(訳者注：Juzgado de Paz とは、第一審裁判所が置かれていない市町村に設置される非常に簡易な事案を扱う裁判所で、裁判官は必ずしも司法試験を通った者でなくとも良い。伝統的に治安裁判所と訳されているのでそれに従った。)

第 48 条 事物管轄違いの職権による認定。

- ① 事物管轄違いは、気づくとすぐに、事案を審理している裁判所により職権で認定される。
- ② 第二審で事案を審理する裁判所、あるいは、訴訟手続き違反による特別不服申立て、または、破棄請求の手続き中の裁判所が、第一審が係属した裁判所が事物管轄を欠いていたことを知った場合は、すべての訴訟行為の無効を宣言する。ただし、対応する種類の裁判所に当事者が自らの訴権を行使する権利は保護される。
- ③ 前 2 項に係わる場合、裁判所書記官は、当事者および検察官に対し、共通の 10 日の期間で聴聞を行い、裁判所が決定を通して裁定する。
- ④ 事物管轄違いを宣言する決定では、事案の審理が対応する種類の裁判所が示される。

第 49 条 当事者の請求による事物管轄違いの認定。

被告は、(管轄違いの)抗弁を通して事物管轄違いを告発できる。

第 49 条の 2 女性に対する暴力行為が発生するときの管轄権の喪失。

- ① 民事訴訟を第一審で審理している裁判官が、刑事訴訟の開始または保護命令を引き起こした性暴力に対する総合的保護措置に関する基本法(Ley Orgánica de Medidas de Protección Integral contra la Violencia de Género)第 1 条に規定する暴力行為が行われたことを知ったときは、司法機関組織法第 87 条の 3 第 3 段に規定される要件の存在を確認した後は、口頭弁論のフェーズが開始されていない限り、管轄権を持つところの女性に対する暴力を扱う裁判官に(訴訟)記録をそのままの状態を送って、(民事)訴訟を避止しなければならない。
- ② 民事訴訟を審理している裁判官が、刑事訴訟の開始にも保護命令の発令にも至

っていない性暴力行為が行われた可能性があることを知ったときは、司法機関組織法第 87 条の 3 の第 3 段に規定される要件の存在を確認後、検察官が発生した事実に関連するすべてのデータを知ることができるように、その後 24 時間以内に検察官と共に出頭するよう当事者を直ちに呼び出さなければならない。出頭の後、検察官は、続く 24 時間以内に、性暴力行為を告発するか、管轄権を持つところの女性に対する暴力を扱う裁判所に保護命令を要求するかを直ちに決めなければならない。告発する場合、または、保護命令が申立てられる場合、検察官は告発状または申立状の写しを（民事）裁判所に提出しなければならない。この裁判所は、場合に応じて、管轄権を持つところの女性に対する暴力を扱う裁判所が避止を要請するまで事案を審理し続ける。

③ 性暴力の刑事訴訟を審理している女性に対する暴力を扱う裁判官が、民事訴訟の存在を知り、司法機関組織法第 87 条の 3 第 3 段の要件の存在を確認した場合、民事裁判所にその避止を要請する。その民事裁判所は、その避止と要請機関への記録の送付に直ちに同意しなければならない。

前段の目的のため、避止の要請には、事前手続または軽犯罪裁判の開始、不服申立て受理の決定、または、採用された保護命令の（公署）証明書が添付される。

④ 本条第 1 項および第 2 項規定のケースでは、民事裁判所は、民事訴訟法第 48 条第 3 項の規定を適用せずに、（訴訟）記録を女性に対する暴力を扱う裁判所に送付する。この機関にその時から当事者は出頭しなければならない。

これらの場合、本款の残りの規範は適用されず、（管轄違いの）抗弁も受け入れられず、女性に対する暴力を扱う裁判所の管轄を利用したい当事者は、前項の最後の段落が言及する当該裁判所が下したいいずれかの裁定の（公署）証明書を（民事裁判所に）提出しなければならない。

⑤ 女性に対する暴力を扱う裁判所は、民事事項において、排他的に、また、いずれにしても、民事訴訟法に定められた手続きと（司法）資源に従って、その管轄権を行使する。

第 2 款 土地管轄(competencia territorial)

第 50 条 自然人の一般管轄。

① 法律に別段の定めがない限り、土地管轄は被告の住所の裁判所に対応し、それが国の領土内にない場合は、管轄裁判官は、当該領土内のその者の居所の裁判官となる。

② スペインに住所または居所を持たない者は、国内に居る場所で、または、国内の最後の居住地で訴えられ得る。この方法でも管轄を決定できない場合は、原告の住所地となる。

③ 企業家および専門職は、そのビジネスまたは専門職活動から生じる紛争において、当該活動が行われている場所でも訴えられ得る、また、別の場所に彼らの責任下にある施設がある場合は、原告の選択によりそれらのいずれかでも可能である。

第 51 条 法人および人格を持たない組織の一般管轄。

① 法律に別段の定めがない限り、法人はその住所地で訴えられる。それらは、また、紛争に係わる法的状況または法的関係が発生した、または、効力を生ずべき場所で、その場所に公衆に開かれた施設またはその組織の名で行為することを認められた代表者を有していることを条件として、訴えられ得る。

② 人格のない組織は、その管理者の住所または活動を行っている場所で訴えられる。

第 52 条 特別な場合での土地管轄。

① 次の場合には、前数条の定める管轄は適用されず、本条の規定に従って管轄が決められる：

1. 不動産上の物的訴権が行使される訴訟では、管轄裁判所は、係争物の所在地の裁判所となる。物的訴権が複数の不動産または異なる境界にある単一の不動産に対して行使される場合、管轄裁判所は、原告の選択により、これらのいずれかの裁判所となる。

2. 他人の財産の管理者が提出しなければならない計算の提出と承認に関する訴えでは、管轄裁判所は、当該計算が提出されなければならない場所の裁判所である、また、（契約などで）決められていない場合は、委託者、委任者または財物の所有者の住所地の裁判所、または、管理が行われる場所の裁判所で、原告の選択により決められる。

3. 保証債務または他の以前の保証債務の補充に関する訴えでは、管轄裁判所は、それらが係わる主たる債務を審理する管轄権のある、または、審理している裁判所である。

4. 相続問題に関する裁判では、故人の最後の住所地の裁判所が管轄となり、外国に住所を持っていた場合は、スペインでの最後の住所地の裁判所、または、故人の財産の過半数がある地の裁判所で原告の選択による。

5. 障害者支援の司法措置に関連する訴権が行使される訴訟では、第 756 条第 3 項の定めに従って、障害者が居住する地の裁判所が管轄権を有する。

6. 名誉権、個人・家族のプライバシー権および自己の肖像権については、また、一般的に基本的権利の民事保護については、原告の住所地の裁判所が管轄権を有し、スペイン領土にそれを持たないときは、問題の基本的権利を侵害する事実が発生した場所の裁判所となる。

7. 不動産の賃貸借および立退きに関する訴訟では、不動産の所在地の裁判所が管轄となる。

8. 区分所有不動産に関する訴訟では、その所在地の裁判所が管轄となる。

9. 自動車の運行に起因する損害賠償を求める訴訟では、損害が発生した地の裁判所が管轄となる。

10. 株主総会決議否認については、管轄裁判所は会社の住所地の裁判所となる。

11. 知的財産権の侵害について請求権が行使される訴訟では、侵害が行われた、または、その行為の嫌疑がある場所、あるいは、違法なコピーが見つかった場所の裁判所が、原告の選択により、管轄となる。

12. 不正競争に関する訴訟では、被告の施設がある場所の裁判所、これがない場合は、その住所または居所地の裁判所、また、スペイン領内にない場合は、不正競争行為が行われた、または、その効果が生じた場所の裁判所が、原告の選択により、管轄となる。

13. 工業所有権については、当該事項に関する特別法が示す裁判所が管轄する。

13の2. スペイン特許商標庁(Oficina Española de Patentes y Marcas)によって工業所有権について下された裁定で行政ルート(での審理)を使い果たすそれら裁定に対する不服申立てでは、自己の管轄区域内に原告住所地の自治州の高等裁判所が所在する都市がある県控訴院(*Audiencia provincial)の商事専門セクションが管轄となり、それがないときは、原告の名で行為することをスペインで承認された代表者の住所地の自治州が該当する。ただし、司法府総評議会(Consejo General del Poder Judicial)が工業所有権について事案の審理をその地域の商事裁判所に排他的に帰属させることを取り決めた場合に限る。また、原告の選択により、スペイン特許商標庁の本部が自己の管轄区域内にある県控訴院の専門セクションも管轄する。

(訳者注: Audiencia Provincial とは各県に設置される上級裁判所で、民事・刑事事件を(合議制で)審理する。3名以上の(民事または刑事事案を専門とする)上級裁判官で構成される民事・刑事セクションに分かれる。地方裁判所と訳される場合もある。)

14. 契約の不成立または契約の一般条件条項の無効を宣言するために訴えが提起される訴訟では、原告の住所地裁判所が管轄となる。また、同じ事項について、確認の訴え、停止または撤回の訴えが提起される場合は、被告が自己の施設を有する場所の裁判所、これがない場合は、その住所地の裁判所が管轄となる。被告がスペイン領内に住所を有していない場合は、(契約)加入(adhesión)が行われた場所の裁判所となる。

15. 強制執行の行政訴訟に関連して提起される所有権の第三者性(*tercería de dominio)またはより良い権利の第三者性(*tercería de mejor derecho)の訴えでは、差押えを実行した機関の住所地の裁判所が管轄である。ただし、土地管轄の事項での公共行政機関のために規定される特例を害しない。

(訳者注: tercería de dominio とは、強制執行の当事者でなくして、差押えされた財物の所有者であることを主張できる、または、法律の明示の規定により差押えに対抗できる者の訴えの形での請求である。)

(訳者注: tercería de mejor derecho とは、強制執行に関して第三者であって、自己の債権が執行債権者に優先して満足を得る権利があるとする(ある訴訟での)請求である。)

16. 消費者・ユーザーの集団的利益と広まった利益を擁護するために(有害事象)停止の訴えが提起される訴訟では、被告が自己の施設を所有している場所の裁判所が管轄権を持ち、これがない場合は、その住所地の裁判所が管轄権を持つ。スペイン領内に住所を有していない場合は、原告の住所地の裁判所となる。

17. 身分登録の分野で登録・公証人総局(Dirección General de los Registros y del Notariado)が下す裁定および行為に対する訴訟では、居住による国籍(取得)の申請を除き、申立人の住所がある県の首府の第一審裁判所が管轄となる。

② 保険、有形動産の割賦販売およびその資金調達を目的とする契約に関する紛争に、同様に、一般の申し込みに先行したサービスの提供契約または動産に関する契約の成立に関する紛争に前項の規範が適用されない場合、被保険者、買主または債務者の住所地の裁判所、または、その申し出を受け入れた者の住所地の裁判所が管轄となる、または、第 50 条および第 51 条の規範に従って対応する裁判所が、原告の選択で、管轄となる。

③ 前 2 項の規範が消費者またはユーザーによる個々の訴権の行使から生じる紛争に適用されない場合、消費者またはユーザーの選択により、その住所地の裁判所または第 50 条と第 51 条に従って対応する裁判所が管轄となる。

第 53 条 訴えの併合の場合および被告が複数の場合の土地管轄。

① 複数の訴えが 1 人または複数の者に対して共同で提起される場合、管轄裁判所は、他の訴えの基礎となっている訴えに対応する裁判所となる。それがなければ、併合される訴えの最大数を審理すべき裁判所となり、最終的には、定量的に最も重要な訴えに対応する地の裁判所となる。

② 複数の被告が存在し、本条および前数条で規定される規則に従うと土地管轄が複数の場所の裁判官に対応する可能性がある場合、訴えは、原告の選択で、そのいずれかに提出できる。

第 54 条 土地管轄に関する規範の（当事者の）処分性。

① 土地管轄を付与する法規則は、当事者が特定区域の裁判所に明示的または黙示的に（管轄）合意しない場合にのみ適用される。ただし、第 52 条第 1 項第 1 号および第 4 号から第 15 号までに、および、同条の第 2 項に定められた規則、並びに、この法律または別の法律が明示的に強行性を与えているその他の規則は除外される。また、口頭審理裁判によって決定されなければならない事案での明示的または黙示的（管轄）合意は有効ではない。

② 附合契約、当事者の一方により課される一般条件を含む契約、または、消費者またはユーザーと締結される契約に含まれる明示の（裁判区域）合意は無効である。

③ 両当事者の（裁判区域）合意は、問題となる事案を審理するために事物管轄を有する裁判所にされた場合にのみ有効かつ効力を持つ。

第 55 条 明示の（管轄）合意。

利害関係者により、彼らが服する裁判所の区域を正確に指定して、取り決められた（管轄）合意は明示の（管轄）合意とみなす。

第 56 条 黙示の（管轄）合意。

以下は、黙示で（管轄）合意したと見なされる：

1. 原告については、訴えを提起して、または、訴えを審理するために管轄がある裁判所に提出されるべき申請書または申立書を作成して、特定の（管轄）区域の裁

判所に出向くという単なる事実よって。

2. 被告については、訴えの提起後に公判に出廷した後、（管轄違いの）抗弁を正規に提起する以外の何らかの手続きを行ったという事実によって。また、正規に召喚され、または、呼び出されて、出廷しない被告は、または、（管轄違いの）抗弁を提起する権限が（期限経過で）消滅したときに出廷する被告は黙示で合意したものとみなされる。

第 57 条 明示の（管轄）合意と分配。

両当事者の明示の（管轄）合意は、事案を審理すべき裁判所の区域を決定する。当該区域に同種の裁判所が複数ある場合、当事者が他の裁判所を除外して特定の裁判所に訴え提起することはできず、事案を（裁判所間に）分配して、どの裁判所が事案審理に対応するか決定する。

第 58 条 土地管轄の職権による認定。

土地管轄が強行規則によって決定される場合、裁判所書記官は、訴えが提起された直後に土地管轄を調査し、検察官と出頭した当事者の聴聞の後、裁判所が事案を審理するための土地管轄を欠いていることを知った場合、書記官は裁判官に、決定を通して、（裁判官が）妥当なものを裁定するために通知し、場合に応じて、土地管轄があると考える裁判所に訴訟行為を付託する。選択管轄が適用される場合は、選択を原告に要求した後、原告のする表明に従う。

第 59 条 土地管轄違いの主張。

土地管轄が強行規則の効力で法律によって決められる場合を除いて、土地管轄違いは、被告、または、訴訟の正当な当事者である者が適時に適切な形式で（管轄違いの）抗弁を提起した場合にのみ認容され得る。

第 60 条 土地管轄の消極的抵触。

① 土地管轄違いによる裁判所避止の決定が、（管轄違いの）抗弁またはすべての当事者の聴聞によって採択された場合、訴訟行為が付託された裁判所は、決定されたことに従い、自己の土地管轄違いを職権で宣言することはできない。

② 土地管轄違いによる（裁判所）避止の決定がすべての当事者の聴聞で採択されなかった場合、訴訟行為が付託された裁判所は、強行規則の効力で土地管轄が決定されるべき場合、職権で土地管轄違いを宣言できる。

③ 管轄違いを宣言する裁定は、すべての（訴訟）記録を共通直近上級裁判所に送付するよう命じる。この裁判所は、その後の不服申立てなしで、決定を通して、事案を審理する裁判所を、場合に応じて、記録の送付および当該裁判所への次の 10 日以内での当事者の召喚を命じて、決める。

第 3 款 機能管轄(*competencia funcional)。

(訳者注：competencia funcional とは、同一の訴訟において、事物および場所の理由でその訴訟を審理する管轄がある異なる裁判所に種々の機能を持たせる基準である。その目的は同じ訴訟においてそれら裁判所の協力である。)

第 61 条 連結による機能管轄。

法律で別段の定めがない限り、ある訴訟を審理する管轄権を有する裁判所は、それらの附帯事案を解決する管轄を有し、それが下す命令および決定を実行し、判決または（調停）合意および承認した和解を執行する管轄を有する。

第 62 条 不服申立てを審理する管轄の職権認定。

- ① 不服申立てを審理する機能管轄を欠く裁判所に向けられる不服申立ては、受理されない。上記にかかわらず、ある不服申立てが受理された場合、それが向けられた裁判所は、それを審理する機能管轄がないことを知ると、10 日の共通期間で出廷した当事者を事前に聴聞して、審理を避止する決定を下す。
- ② 前項に係わる決定が通知されると、訴訟当事者は不服申立ての適切な提出または告知のために 5 日間の期間が与えられる。この期間は、上記の手続きのために法的に規定された期間に追加される。適切に不服申立てせずに当該期間を超えた場合、その（裁判所）裁定は確定する。

第 3 節 （管轄違いの）抗弁

第 63 条 抗弁の内容、それを提起する当事者能力、および、それを審理する管轄裁判所。

- ① 被告および提起された訴訟の適法な当事者である者は、訴えが提起された裁判所に（管轄違いの）抗弁によって、訴えの審理は外国裁判所、他の裁判秩序の機関、仲裁または調停に対応することによる管轄違いを、告発できる。ただし、消費者と企業家の間で消費者紛争の代替解決手続きに服する事前の合意があり、その消費者が原告である場合を除く。

あらゆる種類の管轄違いを告発するために、また、（管轄違いの）抗弁は提起される。抗弁が土地管轄違いに基づいている場合、土地管轄があると見なされて、訴訟行為が付託されるべき裁判所を（抗弁内で）示さなければならない。

- ② 抗弁は、訴訟を審理している、裁判権または管轄がないと見なされる同じ裁判所に提起される。しかしながら、抗弁は、また、被告の住所地の裁判所に提起できる。その裁判所は、訴えが提起された裁判所に可能な限り最速の通信手段で送付する、ただし、（抗弁）提起の翌日に職権で送付することを害しない。

第 64 条 抗弁提起の時期および直接的効果。

- ① 抗弁は、訴えに応答する期間の最初の 10 日以内に提起されなければならない、また、応答する期間と主たる訴訟手続きの進行を、裁判所書記官が宣言する中断が解除されるまで、中断する効果をもたらす。
- ② 抗弁前の申立てによってなされた主たる訴訟手続きの中断は、事案が係属中の

裁判所が、適法な当事者の請求により、証拠を確保するためのあらゆる訴訟行為、および、その遅延が原告に取り返しのつかない損害が発生する可能性があるところの保全措置を実行することを妨げない。ただし、被告が根拠のない抗弁から生じる損害に答えるのに十分な保証を提供する場合を除く。

保証は、現金で、信用機関または相互保証会社により発行された無期限の連帯かつ一覽払いの手形保証により、または、裁判所の判断で問題の金額の即時の処分可能性を保証するその他の手段により、提供できる。

第 65 条 抗弁の取り扱いおよび決定。

① 抗弁書にはそれが基づいている証拠書類または証拠原因を、他の訴訟当事者と同じ数のコピーを伴って、添付しなければならない。他の訴訟当事者は、裁判所の裁判権または管轄を支持するために都合がよいと考えるものを主張および持ち込むために、抗弁の通知から数えて 5 日の期限を利用できる。その裁判所は次の 5 日以内に問題を決定する。

抗弁が土地管轄違いに関連していた場合、原告は、その抗弁を否認する際、事案審理を拒否する請求がその裁判所のためになされたところの（移送先）裁判所の土地管轄違いを主張することもできる。

② 裁判所は、事案の審理が他国の裁判所に対応するため管轄権を欠いていることを知った場合、審理を控え、訴訟を却下して、決定を通して、そのことを宣言する。

裁判所は、事案が仲裁または調停に服したことに基づく抗弁を認定した場合、同じように行う。

③ 裁判所は、問題の事案が別の裁判秩序の裁判所に対応するため、管轄を欠いていると判断した場合、審理を控えるという決定において、裁判所は、当事者がその権利を行使すべき機関を当事者に示す。裁判所が事物管轄を欠いていると判断した場合、同じ裁定が下される。

④ 土地管轄に関する抗弁が提起され、管轄が強行規則によって決定されない場合、裁判所は、抗弁を認容するために、抗弁発起人によって指定された機関に管轄があると見なさなければならない。

⑤ 裁判所は、土地管轄に関する抗弁を認容すると、管轄権が対応する機関のために（審理を）回避し、当事者が 10 日の期限内にその機関に出廷するための当事者の召喚を行って、記録をその機関に送付することを取り決める。

第 4 節 裁判権および管轄に関する不服申立て

第 66 条 国際管轄、裁判権、仲裁または調停への付託および事物管轄に関する不服申立て。

① 国際管轄違いのため、事案が他の裁判秩序の裁判所に属しているため、事案が仲裁または調停に付託されているため、または、事物管轄違いのため、審理を避止する決定に対しては控訴できる。

② 国際管轄違い、（裁判秩序の）管轄違いまたは事物管轄違い（の申立て）を却下する決定に対しては、決定の変更要求のみできる。ただし、終局判決に対する控

訴においてこれらの訴訟要件欠如を主張することを害しない。

前段の規定は、その決定が事案の仲裁又は調停への付託を拒否した場合にも適用される。

第 67 条 土地管轄に関する不服申立て。

- ① 土地管轄について裁定する決定に対しては、不服申立てできない。
- ② 控訴および訴訟手続き違反による特別不服申立てにおいて、土地管轄違いの申立ては、問題になるケースで、強行規範が適用されるときのみ認められる。

第 5 節 事案の分配

第 68 条 分配の強制。訴訟取り扱い。

- ① 裁判区(*partido)に複数の第一審裁判所がある場合、すべての民事事案はそれら第一審裁判所に分配される。県控訴院が(複数の)セクションに分割されているとき、県控訴院が審理する事案についても、同様の規則が適用される。
- ② 裁判所書記官は、分配に服する事案の提出を、対応する(分配)手続きがそこで証されていない場合、許可しない。上記の手続きが証されていない場合は、当事者のいずれかの請求により、事案を分配に回すよう命じることを構成しない全ての訴訟行為は取り消される。
- ③ 分配に関連する判断に対しては、否認の申立ては適切でない、しかし、訴訟当事者のいずれも、訴状(escrito)の提出時または訴訟行為開始の申立て時に有効である分配規則の違反を非難できる。
- ④ 分配規則に従って審理が対応する裁判所以外の裁判所によって下される裁定は、それら(裁定)が損害を与える当事者の要請により、(損害を受ける)当事者が分配規則の違反を知った、また、その違反が前項の規定に従って修正されなかった直後の訴訟手続きにおいて無効が主張された場合、無効と宣言される。

(訳者注：partido (judicial)。裁判上の便宜のために、国を、市町村、裁判区、県および自治州で構成している。ここで、裁判区は同じ県の中で1または複数の市町村の領域で構成されている。また、県の領域と合致することもできる。)

第 69 条 分配が実行されなければならない期間。

(訴訟)事案は、訴状の提出または訴訟行為開始の申立てから2日以内に、対応する司法事務局に分配・送付される。

(訳者注：訴状の提出は、裁判区の juzgado decano (会頭裁判所) になされ、そこから司法事務局を経由して各裁判所に分配される。)

第 70 条 分配されていない事案に対する緊急措置。

会長判事(*Juez Decano)および(合議制の)裁判所所長は、当事者の請求により、分配されていない事案について緊急の措置を講じないと、なんらかの権利が侵害さ

れ、または、深刻な損害が発生する可能性があるときは、緊急の措置を採用できる。

(訳者注：Juez Decano とは、その裁判区の全判事の代表権を有し、それらの者の会を主催し、行政的権限を有する。10 未満の裁判所がある裁判区では、その業務は序列表で最高の者が保持し、10 以上の裁判所があるところでは、判事により間で選出される。)